

令和7年度 「国有林モニターアンケート」調査結果

近畿中国森林管理局では、国有林モニターにご登録いただいている皆さまから、今後の国有林野の管理経営や広報活動の参考にさせていただくために、以下のアンケートにご協力いただきました。

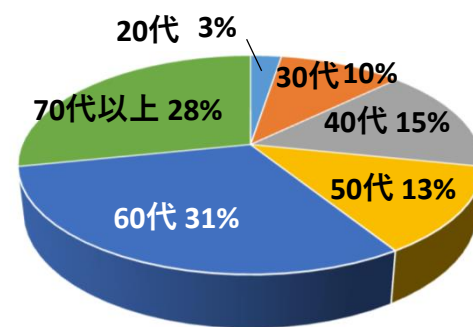
※パーセンテージ（％）表示は、小数点以下を四捨五入している都合上、合計が100%にならない場合があります。

調査時期	令和7年7月
調査方法	アンケート用紙の郵送による回答及び専用フォームからの回答
回収状況	アンケート依頼モニター数 65 名
	アンケート回答者数 58 名
	アンケートの回答率 89 %

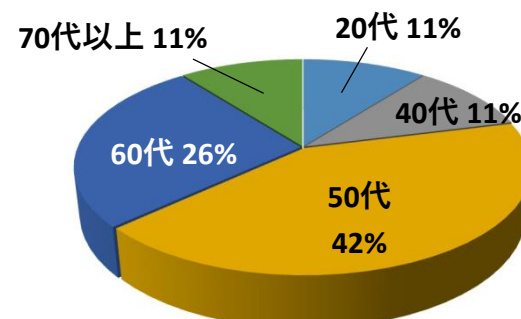
内 訳

ご回答いただいたモニターの年代別構成 (人)

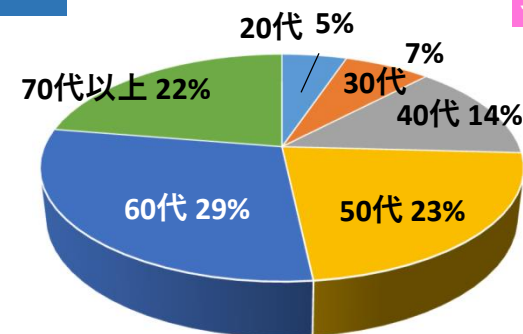
区分	男性	女性	計	割合
20代	1	2	3	5%
30代	4	0	4	7%
40代	6	2	8	14%
50代	5	8	13	22%
60代	12	5	17	29%
70代以上	11	2	13	22%
計	39	19	58	—
全モニター数 (未回答者含む)	41	24	65	—



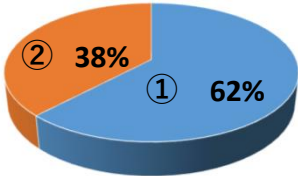
男 性

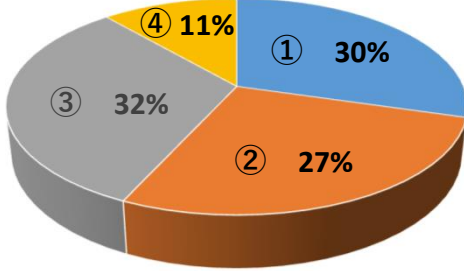


女 性

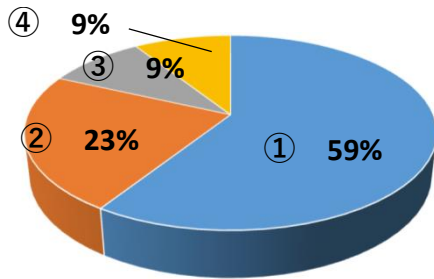


年代別回答者数

質問1	国有林を身近な存在として感じられますか。次の中からお選びください。		
番号	回答	回答数	
①	国有林を身近に感じられる	36	
②	国有林を身近に感じられない	22	
計		58	

質問 2	質問 1 で「国有林を身近に感じられる」とご回答された皆さまにお伺いします。 そのように感じられた理由を以下からお選びください。		
番号	回答	回答数	
①	居住地周辺に国有林があるため	13	
②	普段から趣味などで国有林を利用しているため	12	
③	国有林の情報・役割を知っているため	14	
④	その他の理由	5	
計		44	
※複数回答された方を含みます。			

質問 3	質問 1 で「国有林を身近に感じられない」とご回答された皆さまにお伺いします。 そのように感じられた理由を以下からお選びください。	
番号	回答	回答数
①	どこに国有林があるか分からない・民有林との違いが分からないため	13
②	どのように管理・利用されているか分からないため	5
③	一般には立ち入れない等の閉鎖的なイメージを持っているため	2
④	その他の理由	2
計		22



理由	割合
① どこに国有林があるか分からない・民有林との違いが分からないため	59%
② どのように管理・利用されているか分からないため	23%
③ 一般には立ち入れない等の閉鎖的なイメージを持っているため	9%
④ その他の理由	9%

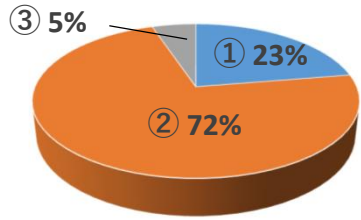
国有林に関して、「身近に感じられる」、「身近に感じられない」と回答された方は 「身近に感じられる」 方が多い結果になりました。「国有林の役割・情報を知っている」「居住地周辺に国有林があるため」というご意見が挙げられている一方で、「どこに国有林があるか分からない」等のご意見も寄せられたところです。

こうしたご意見が挙がっている現状を踏まえ、より一層、広報活動や情報発信を進めてまいります。

質問4	局送付資料以外に参考にしている資料及びホームページ（一例について掲載しています。）
	・ 林野庁や、各森林管理局、森林総合研究所や各府県市町のホームページ
	・ 森林組合などの林業関連団体のホームページ
	・ 林野庁などの発刊物、林業関連書籍（林業新知識（全林協）など）

質問5	重点取組事項の全体的な分かりやすさ（読みやすさ）について、当てはまるものをお選びください。		
番号	回答	回答数	
①	非常に分かりやすい	4	
②	分かりやすい	32	
③	普通	16	
④	分かりにくい	6	
⑤	非常に分かりにくい	1	
	計	59	

質問5の選択理由	
②	細かく方針が明記されている。
④	私は字が読みにくいので文字が小さいのが困ります。細かい文字もすべて読めると色々気づく面があるような気がします。あと反対まわし読みになっているのも読みにくい原因だと思います。もう少し読みやすくなっても良い気がします。
④	重点取組自体が普段の生活の中からイメージできないというところが分かりにくい。
④	役所特有の書き方で一般市民にはわかりにくい。読む人の立場に立って作成した方がよい。
④	内容はとても良いと思ったが、字が細かすぎる。

質問 6 重点取組事項の情報量について、当てはまるものをお選びください。			
番号	回答	回答数	
①	情報量が多すぎる	13	
②	適切な情報量である	42	
③	情報量が少なすぎる	3	
計		58	

質問 6 の選択理由	
①	資料の数字等あまりピンと来ないので情報量が多いと感じます。
②	密度も高く資料価値有り。
②	写真が豊富で分かりやすかった。日本美しの森、お薦め国有林の写真による紹介は解り易く興味深かった。
②	関係者への周知を目的とした資料としては決して情報量が多すぎるとは思わないが、幅広い方を対象として局の取組を知ってもらう資料としてはやや難しいのではないかと感じる。できるだけ専門的な用語は使用せず、分かりやすく、より具体的な事例で説明するなどすればより良いと思った。
③	ターゲットがどこで、そのターゲットが求める情報量かは、一般人は判断出来ない。
「分かりやすい」、「適切な情報量である」というご意見を多くいただきました。一方で、細かい字が読みにくい等のご意見もありました。今回いただいたご意見を踏まえ、来年度以降も引き続き内容の充実と、見やすい紙面を心掛け、当局の取組を分かりやすく発信するよう努めてまいります。	

質問 7	重点取組事項で特に興味深かった項目を以下からお選びください。		
番号	回答	回答数	
①	被災箇所の早期復旧と国土強靱化施策の推進	28	
②	低コスト林業実現への貢献	19	
③	木材の安定供給と事業体の育成・支援	16	
④	森林整備の着実な実施	15	
⑤	生物多様性の保全及び多様な森林づくり	20	
⑥	シカ捕獲の推進	25	
⑦	民有林との連携・市町村への技術的支援	18	
⑧	令和7年度における現地検討会、出張講座、研修予定	14	
計		155	5 10 15 20 25 30
※複数回答された方を含みます。			

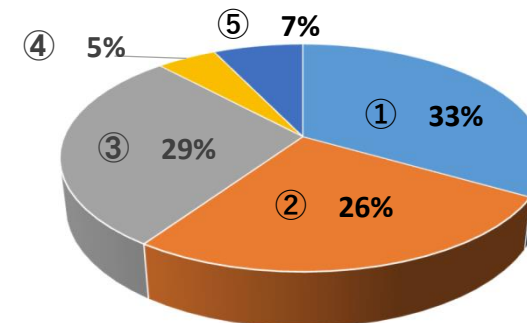
質問 7 の選択理由	
①②③④	低コスト林業実現への貢献は若い人たちが林業に興味を持ってくれるようになるのではと思う。
①⑥	①については防災の観点から非常に興味のある事項です。 また、⑥については岡山県もシカが増加していると聞いているため、身近な問題だと感じました。
①②③	能登半島地震と豪雨災害からの復旧、復興は道半ばです。忘れないためにも、今後とも、国の活動をPRしていただきたいです。
①②⑤⑥	整備、管理されていない森林が災害を引き起こす事例を耳にしますので、維持管理に低コストで出来て持続的に管理できる手法に興味があります。 また、国有林にある希少な天然林や自然林についても興味があり、明治以降に大きく失われたものをどの様に回復させたり、残っているものを保護していくかについても興味があります。鹿については、国有林・民有林の区別なく相当な被害が出ている状況ですので、本腰を入れた対策が必要と思います。山の中に人が入らなくなったのが原因かもしれませんが。
③⑥	植栽、間伐、伐採までの流れの関係の中で機械の導入、システム化により低コストを実現していること。今まで私の知っている林業がいかに古い情報かわかり、林業に対しての興味もわいてきた。所有している山林、畑にも鹿、猪の被害がでていて困っている。対策など知れて勉強になった。
「被災箇所の早期復旧と国土強靱化施策の推進」及び「シカ捕獲の推進」へのご関心が高い結果となりました。 昨年発生した能登半島地震や、奥能登豪雨による被災箇所の復旧は、当局の重要な課題と認識しております。これまで、災害復旧事業による応急対策に取り組んでまいりましたが、本年度は民有林直轄治山事業等による本格復旧に全力を尽くします。 また、シカ被害対策は地域全体で効率的な対策が実施できるよう、市町村や協議会との協定の締結を、本年度も進めるとともに、協定に基づき、入林手続の簡素化や罾の無償貸出等、連携した取組みを進めていくほか、ICTを活用した捕獲の効率化にも取り組んでまいります。	

質問 8	これまでお送りした「重点取組事項」以外の資料において、特にご関心のあるトピックについて。 （多く寄せられたトピックについて掲載しています。）
	（森林環境税について） ・森林環境税がどのように使われるのか詳しく知りたい。 ・もっと国民にお金の使われ方を公表した方が良いと思います。 ・実際に私たちから徴収されていることはよくわかります。しかし、使途がどのようにされているか現実味が感じられない。
	（花粉症対策について） ・家族に花粉症で困っている者がいたり、周りに花粉症で困っている人が多いので、何とかならないかといつも考えています。 ・私はもう20年以上花粉症です。果物もアレルギーで食べれなくなりました。花粉の少ない木を早く開発して植樹して欲しいです。そういう情報はいっぱい読みたいです。
	（国有林の歴史） ・国有林の経緯や森林管理の取り組み方法について知りたいから。
	（山地災害に備える） ・地域防災に必要なだから奥能登の記事が参考になった。
	森林環境税及び花粉症対策について関心を持っているとのご意見を多数いただきました。なお、お住まいの自治体等で森林環境税がどのような使途に使われているかについては、法律でその公表義務があることから、各自治体のHPにて内容を確認することが可能です。 国有林の成り立ちについては林野庁ホームページで紹介させていただいております。 ・参考：明治期の国有林野事業について_ https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/archives/ringyou/kokuyurin.html また、花粉症対策といたしましては、府県が設定するスギ人工林伐採重点区域を含む、市町村内の国有林を「重点区域に準じた国有林」とし、森林整備等を通じた伐採と花粉の少ない苗木への植替えを促進してまいります。 ・参考：スギ人工林伐採重点区域について_ https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/kafun/suishin.html

質問 9 国有林野事業の中で特にご関心のある分野について、以下から2つお選びください。			
番号	回答	回答数	
①	治山事業	26	
②	木材生産事業	18	
③	鳥獣害対策	23	
④	保護林・緑の回廊	17	
⑤	林道事業	11	
⑥	レクリエーションの森	21	
⑦	その他	2	
計		118	
※無回答、単一回答、3つ以上回答された方を含みます。			

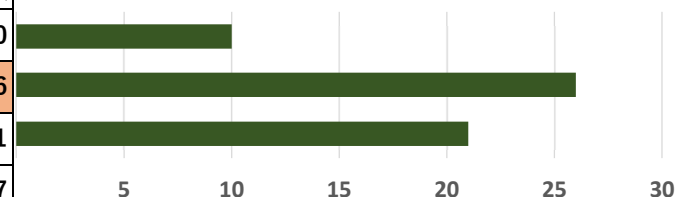
質問 9 の選択理由	
①	災害の多い日本にとって、一層重要だと思うので。
①②	治山事業については保安林の機能の維持など、森林整備や治山施設の設置等を詳しく知りたいです。国土保全及び山地災害の防止・復旧に向けた取組を詳しく知りたいです。
①③ ④⑤	森林火災をニュースで見る機会が多く、災害に強い取組みが気になる為。知人の農家が獣害にあった為。熊など本来なら山中で暮らす生き物がなぜ里へ下りるのか、山林の問題だと思うので。
①③	鳥獣害対策については苗木の食害や下層植生の衰退等、各地でシカ等による被害が深刻化している現状を多くの方々に啓発していく必要があると思います。効率的に捕獲できる罠や、防護柵の設置を行う事業のことについて詳しく知りたいです。
①③	1については今回のモニター応募のきっかけが防災に対する強い関心であったため。最近の気候変動は従来では考えられないような豪雨が発生するため、早急な対策が必要であると考えています。3については県北で増加しているシカ等の獣害について捕獲の他、ジビエ等の資源としての活用、地域の振興が必要だと思い関心を持ちました。
「治山事業」への関心が最も高い結果となりましたが、それに続いてほぼ横並びで他の事業へのご関心も高い結果となりました。 治山事業に関しては、能登半島地震を始め、各地で山地災害が発生していることから、早期復興に向けた取組や、事前の防災・減災に係る取組を進めてまいります。 ・参考：もりをまもる（治山事業）_https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/tisan/tisan0827.html 鳥獣害対策のうち、ジビエ利用に高い関心がありました。野生鳥獣のジビエ利用を巡る政策については、農林水産省_農村振興局の管轄となりますが、国有林で捕獲した個体のジビエ活用推進の取り組みにつきましても引き続き取り組んでまいります。 また、その他の事業につきましても、森林の公益的機能の発揮に欠かせないものであることから、今後とも取組を進めてまいります。 ・参考：ジビエ利用拡大コーナー（農林水産省）_https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/index.html ・参考：山口県長門市地域におけるシカ被害対策及びジビエ活用推進協定締結について_https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/yamaguchi/information/20250411.html ・参考：野生鳥獣による森林被害_https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html	

質問10	メールによる情報提供を希望されている方にお伺いします。これまでご提供いたしました情報の量や質、閲覧性等の満足度を以下からお選びください。	
番号	回答	回答数
①	満足している	14
②	やや満足している	11
③	普通	12
④	やや不満	2
⑤	不満	3
計		42



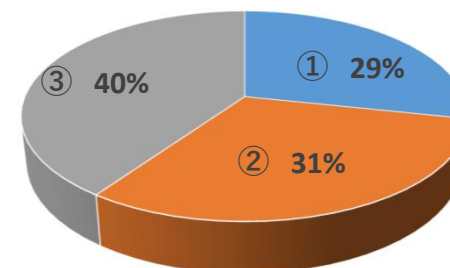
質問10	「④やや不満」、「⑤不満」を選択されたその理由を御記入ください。
・	読んだ後のことを考えてメールを希望したが、読みやすさという観点からは紙の方が優れている。
・	申し訳ありません。やはりメールで資料を読むのはどうも慣れません。
・	メールの情報提供を希望していないが、今後は希望しようかなと思っています

質問11	近畿中国森林管理局のホームページについてお伺いします。当局のホームページをご覧になる頻度を以下からお選びください。	
番号	回答	回答数
①	月に複数回	10
②	月に1回程度	26
③	ほぼ見ない	21
計		57



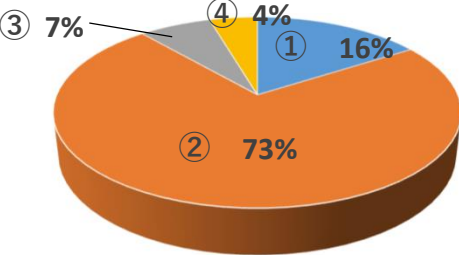
※無回答を含みます。

質問12	当局のホームページでよく閲覧する情報は何ですか。以下からお選びください。	
番号	回答	回答数
①	近畿中国森林管理局の取組に関する情報	19
②	森林・林業における最新の動向に関する情報	21
③	イベント等の開催情報	27
④	その他	0
計		67



※2つ以上選択された方の回答も含めています。

質問13 ホームページを閲覧する際、どのように目的の情報を探しますか。			
番号	回答	回答数	
①	トップページ上部のメニュー（森林管理局へようこそ、報道・広報など）から探す	26	
②	サイト内検索（トップページの検索用ウィンドウ）から探す	9	
③	「注目情報」又は「新着情報」の項目から探す	14	
④	キーワード（トップページ下部に列記されている項目）から探す	6	
計		55	
※2つ以上選択された方の回答も含めています。			

質問14 【質問13】の方法で目的の情報を探す際の見つけやすさを、以下からお選びください。			
番号	回答	回答数	
①	目的の情報をほぼ見つけられる	7	
②	目的の情報をおおむね見つけられる	32	
③	目的の情報をあまり見つけられない	3	
④	目的の情報をほとんど見つけられない	2	
計		44	
※無回答を含みます。			

質問15 当局のホームページ全体の見やすさを、以下からお選びください。		
番号	回答	回答数
①	見やすい	10
②	まあ見やすい	29
③	あまり見やすすくない	3
④	見にくい	2
計		44

回答	割合
① 見やすい	23%
② まあ見やすい	66%
③ あまり見やすすくない	7%
④ 見にくい	4%

※無回答を含みます。

当局ホームページに関しては、おおむね肯定的なご意見が寄せられました。これからも当局では、イベント等の開催情報や局の取組等の情報を発信し、見やすいホームページの作成に努めてまいります。

質問16	昨年度から引き続き国有林モニターとして活動されている方にお伺いします。当局からの情報発信について、お気づきの点や改善すべき点がございましたら、記入欄に 御記入ください。（一例について記載しています。）
・ 全て目を通していますが情報が多いため少し疲れます。	
・ 読みやすい資料になっていると思います。	
・ 国産材の森の施設ももう少し充実すれば皆の関心が得られると思います	
・ 現状満足しております。只、個人的に恐縮ではございますが、地域の方々や子供たちに啓蒙アピールする術がまだまだこれからです。さらに見てわかる工夫配慮（絵・カット・漫画）導入をお願い致します。	
・ 送付頂いた紙の資料が全て右とじでファイルできる様になり便利になりました。ありがとうございます。イベント情報などはLINEも使って、関心を持っている人にダイレクトに情報が展開される様にしては如何でしょうか？	
・ 資料が多いですが、毎月楽しく目を通しています。特にモクレポのデーターは、今まで知らなかったことが多々あり楽しいです。木を育てるだけではない林業のこと、山の保全や温暖化抑止に大きな役割を果たしていること等を、いろいろな人達に幅広く知ってもらえたらと思います。	
当局からの情報発信については、おおむね肯定的なご意見が寄せられましたが、当局の取組等の情報発信の方法、情報量などについては、これからも検討してまいります。	

質問17	これまでお送りした冊子や資料の中で、特にわかりづらい表現や専門用語、質問等があれば、記入欄に御記入ください。（特に多かった語句・質問について、解説を記載しています。）
次のページから、回答を記載しております。	

・国有林とは…よくわからないので。国が有する林とはわかるのですが、どういう所にあるのか、どういう意味なのかを知りたいです。

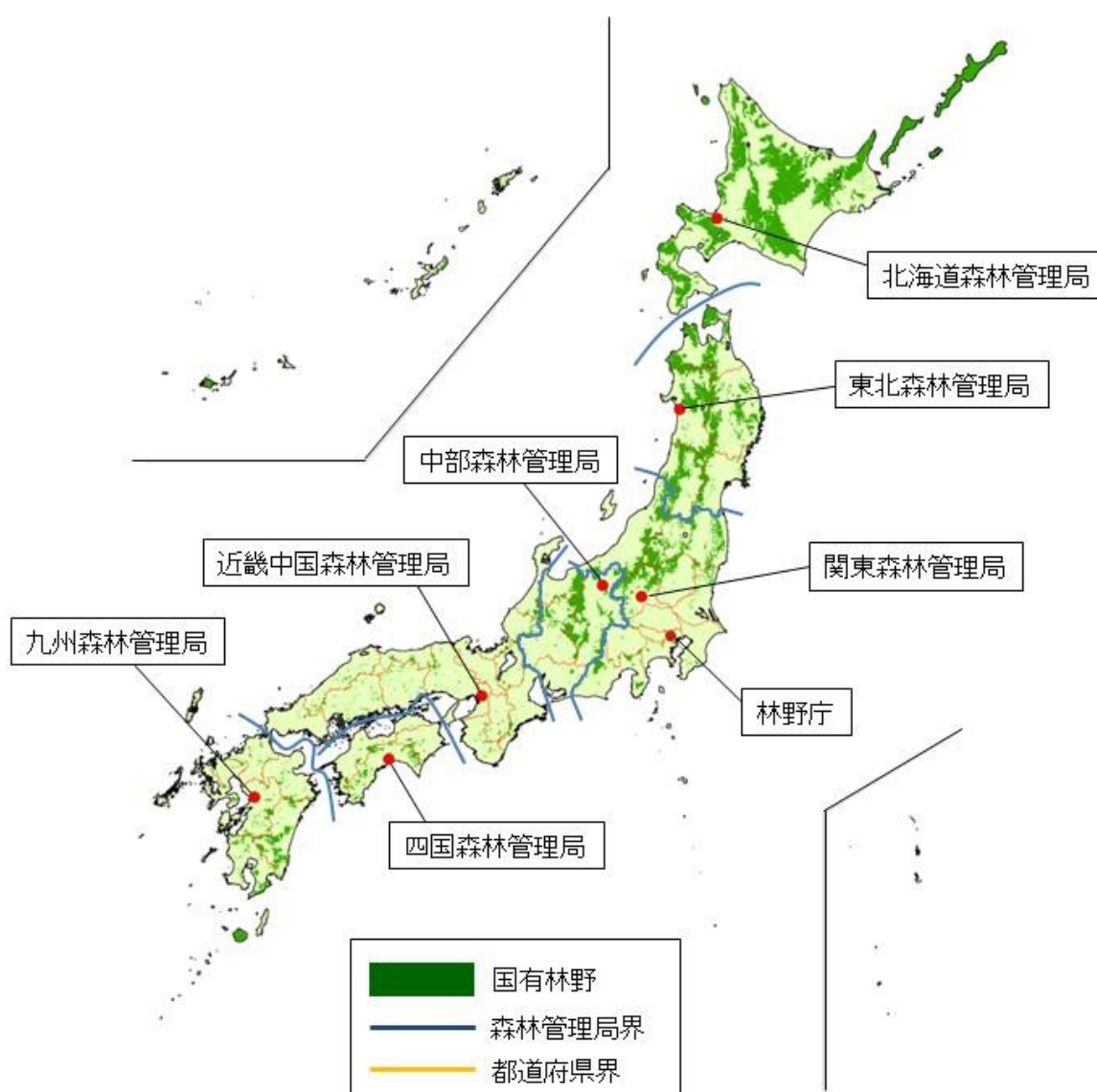
国有林について (林野庁ホームページ)

世界有数の森林国といわれている日本。その国土面積の約 7 割は森林です。そして、森林の約 3 割にあたる 758 万ヘクタールが「国有林野」です。国有林野は全国各地に広がり、その多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあって、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など私たちが生活していくうえで大変重要な働きをしています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/welcome/what.html

国有林野の分布状況 (林野庁ホームページ)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/welcome/what.html



国有林パンフレット (林野庁ホームページ)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/pamphlet/kokuyurin.html

・「山村振興法」「振興山村」について

山村振興法について ([農林水産省ホームページ](#))

山村は、国土の 5 割、森林面積の 6 割をカバーし、農林業者が居住し、農林業生産活動を行うこと等を通じて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っています。

しかしながら、山村は、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるほか、過疎化・高齢化が進み、農林地の管理が十分に行えないなどの問題が深刻化しています。

このため、昭和 40 年に山村振興法が制定され、以降同法に基づいて山村の振興を図るため各般の取組が行われています。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/>

振興山村について ([令和 6 年度 森林及び林業の動向 130 ページ](#))

旧市町村(昭和 25(1950)年 2 月 1 日時点の市町村)単位で林野率 75%以上かつ人口密度 1.16 人/町歩未満(いずれも昭和 35(1960)年時点)等の要件を満たし、産業基盤や生活環境の整備状況からみて、特にその振興を図ることが必要であるとして山村振興法に基づき指定された区域。1 町歩は 9,917.36 m²(約 1 ha)です。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-43.pdf>

・以前送付いただいた「用語の解説」を読ませていただきましたが、解説部分にも専門用語があるように思います。

プロセッサ…解説部分「玉伐り」？

誘導伐…単層林が複層状態に至る？

玉切り

当局ホームページでプロセッサの説明に「玉伐り」と記載しておりましたが、正しくは「玉切り」となります。

玉切りとは立木を伐倒（切り倒して）して必要に応じて枝を払い、用途にあわせて一定の材長に鋸断（きょだん）して丸太にすることです。

単層林が複層状態に至る

単層林の一部を帯状又は群状に伐採した後、植栽することにより複層状態（上層木と下層木の複層）となる過程を指します。



① 単層林の一部を帯状又は群状に伐採（残した木は上層木といいます）

②伐採した跡地に植栽（植栽した木は下層木といいます）

・ 自然関連財務情報とは具体例としては何か？気候関連との違いは？

TCFD は 2015 年に設立された組織です。

主な目的は、企業が「気候変動が自社のビジネスや財務にどのように影響するか」を投資家に説明し、投資家はその情報を基に投資判断を行なえるようにすることです。

TCFD では、開示すべき 4 つの柱として、

- ①ガバナンス（気候変動リスクを誰がどのように管理しているか）、
- ②戦略（気候変動が事業にどう影響するか）
- ③リスク管理（リスクをどのように把握し対応しているか）
- ④指標と目標（二酸化炭素排出量などの数値目標）

を示しており、これに基づいて企業が情報開示を行っています。

一方の TNFD は、TCFD の流れを受けて 2021 年に設立され、「TCFD の自然版、生物多様性版」と言われることもあります。

主な目的は、企業が「自然資本（森林、水、土壌など）や生物多様性と自社のビジネスや財務がどのように関わっているか」を投資家に説明し、投資家はその情報を基に投資判断を行なえるようにすることです。

TNFD でも、開示すべき 4 つの柱として、

- ①ガバナンス（自然関連リスクを誰がどのように管理しているか）、
- ②戦略（事業が自然にどのように依存し影響するか）
- ③リスクと影響の管理（自然への依存・影響、リスク・機会をどのように把握し対応しているか）
- ④指標と目標（木材・木製品の調達などの数値目標）

を 2023 年 9 月に示しており、これに基づいて、日本国内でも大企業を中心に既に多くの企業が情報開示を行っています。

上述のように、TCFD が企業活動と気候との関わりに着目するのに対し、TNFD では企業活動と自然との関わりに着目している点に違いがあります。

なお、林野庁では、今年 4 月に「森林に関する TNFD の手引き」を策定しており、国内の企業活動を対象として、国内の森林への依存・影響・リスク・機会の評価や、国内外からの木材・木製品の調達を取り上げておりますので、

こちらをご参考としていただければ幸いです。⇒[森林に関する TNFD 情報開示の手引き（林野庁）](#)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html#TNFD

・ゾーニングとは？

ゾーニングについて（令和6年度 森林及び林業の動向 16 ページ）

市町村森林整備計画や国有林の地域別の森林計画等においては、水源涵かん養や山地災害防止・土壌保全、生物多様性保全など個々の森林において発揮が期待される機能に応じた区分を行う「ゾーニング」を定めており、それぞれの機能の維持増進を図るための施業方法として、伐期の延長や伐区の縮小等の施業方法を記載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-34.pdf>

・SBIR フェーズとは、わかりやすく説明してください。

SBIR フェーズについて（令和6年度 森林及び林業の動向 166 ページ）

SBIR は Small/Startup Business Innovation Research の略。SBIR 制度とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進することを目的とした制度です。本制度に基づく事業として、概念実証や実現可能性調査を支援するフェーズ1、実用化開発支援を行うフェーズ2、大規模技術実証を支援するフェーズ3があります。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-45.pdf>

・デュー・デリジェンス？とはどのような評価項目なのか？

デュー・デリジェンスについて（令和6年度 森林及び林業の動向 34 ページ）

木材に関するデュー・デリジェンスは、利用する木材が合法性、生物多様性、人権などに配慮した持続可能な方法で生産・流通されたものであることを確認することを指す。「企業又は事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多いです。

評価方法として、利用する木材について、合法性と共に森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は、森林認証制度に基づき認証・評価されたものであることのいずれかであることなどのいずれかであることを提示しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-35.pdf>

・改質リグニンとは？

改質リグニンについて（令和6年度 森林及び林業の動向 トピックス 43 ページ）

木材の主要成分の一つであるリグニンは、化学構造が多様であるため、安定した品質が求められる工業材料としての利用は困難とされてきましたが、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、我が国固有の樹種であるスギのリグニンが比較的均質であることに着目し、スギ材を原料とした木質系新素材「改質リグニン」を開発しました。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-36.pdf>

・パーティクルボード製造業とは？

パーティクルボード製造業とは木材産業に含まれます。

木材産業とは、木材を生産・加工・販売する業界のことです。

パーティクルボードについて（[令和6年度 森林及び林業の動向 190 ページ](#)）

パーティクルボードは、細かく切削した木材に接着剤を添加して熱圧した板製品です。

遮音性、断熱性及び加工性に優れることから、家具や建築用に利用されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-46.pdf>

・特用林産施設とは、具体的にどのような施設か？

特用林産物について（[林野庁ホームページ](#)）

特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/tokusan/index.html>

・リモートセンシングデータの効果や内容を知りたい。メリットとデメリットは？

リモートセンシングデータの効果や内容について（[林野庁ホームページ](#)）

リモートセンシングデータを活用した測量（航測法）による森林境界の明確化などがあげられ、林野庁ホームページで公表されています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html

・地域コンソーシアムとは？

地域コンソーシアムについて

（[林野庁ホームページ](#)）（[令和6年度 森林及び林業の動向 123 ページ](#)）

行政機関、森林組合や林業事業者などの原木供給者、製材工場等の原木需要者に加えて、大学・研究機関、金融機関等の多様な関係者で構成されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r6hakusyo/attach/pdf/zenbun-41.pdf>



・木質バイオマスとは具体的に説明してください。

木質バイオマスについて（[林野庁ホームページ](#)）

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。

一口に木質バイオマスといっても、発生する場所（森林、市街地など）や状態（水分の量や異物の有無など）が異なるので、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要です。

以下具体の一例

未利用間伐材等

間伐や主伐により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等が発生しています。

今後これらを利用していくためには、施業の集約化や路網の整備等により安定的かつ効率的な供給体制を構築するとともに、新たな需要の開拓などを一体的に図っていく必要があります。

製材工場等残材や建設発生木材は、ほとんどが利用されているため、更なる木質バイオマスの利用拡大には、未利用間伐材等の活用が重要な課題です。

製材工場等残材

製材工場等から発生する樹皮や背板、のこ屑などの残材。

製紙原料、燃料用、家畜敷料等として利用されています。

建設発生木材

土木工事の建設現場や住宅などを解体する時に発生する木材。

燃料用や製紙原料、木質ボード原料等として利用されています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_1.html

・米国のトランプ関税により、日本の自動車業界は、大打撃を受けています。トランプ関税は、日本の森林、林業の業界、木材等の輸入や輸出においても、大打撃や影響を受けているのですか？影響を受けているのであれば、どのような点において影響を受けているのか？具体的にわかりやすく解答してください。よろしくお願いします。

（関税措置の具体的な内容）

2025 年 9 月 5 日時点で、木材については、丸太、製材、合板等（HS4401-4413）は、相互関税適用除外であり、米国 MFN 税率のみが課税されます。相互関税が適用される木製建具、その他木製品、木製食器等（HS4414-4421）については、米国 MFN 税率によらず一律 15% となっています。

（輸入への影響）

トランプ政権による関税措置は、米国が外国から輸入する際に適用されるため、直接的に日本の木材輸入関税に影響するものではありません。一方で、米国に多くの木材を輸出しているカナダからは、日本も多くの木材を輸入していることから、米加貿易の状況など世界的な木材市場について注視していきたいと思います。

（輸出への影響）

木材については、建具や食器など加工度の高い製品のみが相互関税の適用対象となっているため、対米輸出（2024 年：56 億円）の約半額を占めるフェンス材（製材）は相互関税の適用が除外されており、現時点では、米国への輸出額の減少等の影響は見られません。

（企業への影響）

相互関税の適用除外である丸太や製材については、現在のところ影響がないという声もありますが、出荷停止や減産、輸出先国の変更を検討しているとの声もあります。また、製材を一部加工（耳カット）したフェンス材として輸出すると相互関税の適用対象品目になることから、出荷延期や加工しない品目（関税のかからない品目）に調整して輸出する動きもあります。

（今後の対策）

これまで、米国関係の状況については、HP への資料の掲載や都道府県等に情報を発信しているところですが、相互関税の適用除外である丸太や製材等の木材については、3 月 1 日の大統領令により、通商拡大法 232 条に基づく国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査が実施されていることから、調査結果による追加関税（分野別関税）が課されることが想定されます。

そのため、関係機関と連携し、情報の収集・整理に努め、日本の木材関係団体や事業者等に対し、迅速に情報提供を行いたいと考えています。